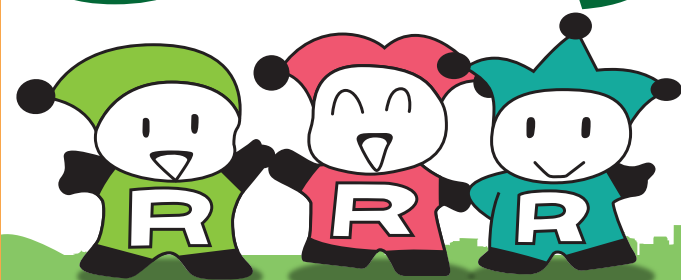


スリーアール

3Rのススメ。



昨年4月の



17世紀のオランダの80門艦

2023
第39号
早春

「プラスチック資源循環促進法」が施行され1年が経過しようとしています。各々の状況について振り返ってみましょう。

1 プラスチック資源循環促進法の概要

プラ新法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を定めています。規制的手法ではなく自主的取組を促すソフトローです。

ライフサイクル	法での措置事項(概要)	対象	対象者
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者

2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

使い捨てプラスチックの使用規制・削減は、欧州のシングルユース・プラスチック規制をはじめ各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。国内においても特定プラスチック使用製品を提供する事業者は、「取り組むべき判断基準」に従い、取組を行わねばなりません。(目標の設定、使用の合理化、情報提供、体制整備、等) 出来ているか今一度点検してみましょう。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー	・各種商品小売業(無店舗のものを含む) ・飲食料点小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む) ・宿泊業・飲食店 ・持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ	・宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー	・各種商品小売業(無店舗のものを含む) ・洗濯業

使用の合理化

項目	判断基準の概要
使用の合理化	・ 特定プラスチック使用製品提供事業者は、次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。
提供方法の工夫	・ 消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること。 ・ 消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること。 ・ その提供する特定プラスチック使用製品の使用について消費者の意思を確認すること。 ・ その提供する特定プラスチック使用製品について繰返し使用を促すこと。 その他の措置を講ずることにより、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進すること。
製品の工夫	・ 薄肉化、軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること。 ・ 適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること。 ・ 繰返し使用が可能な製品を提供すること。 その他の措置を講ずることにより、自らの特定プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf>

詳しくは、URL
またはQRコードを
参照してください。



また、当センターの
ゼロエミッションアド
バイザー派遣制度も
ご活用ください。



次ページへ続く

contents

特集

昨年4月の「プラスチック資源循環促進法」が施行され1年が経過しようとしています。各々の状況について振り返ってみましょう。

特集

昨年は、環境省の「循環経済工程表」の策定や、経済産業省の「成長志向型の資源自律経済戦略」の検討など、3R・循環経済の分野で大きな動きがありました。これらの動きについても概略をご紹介します。

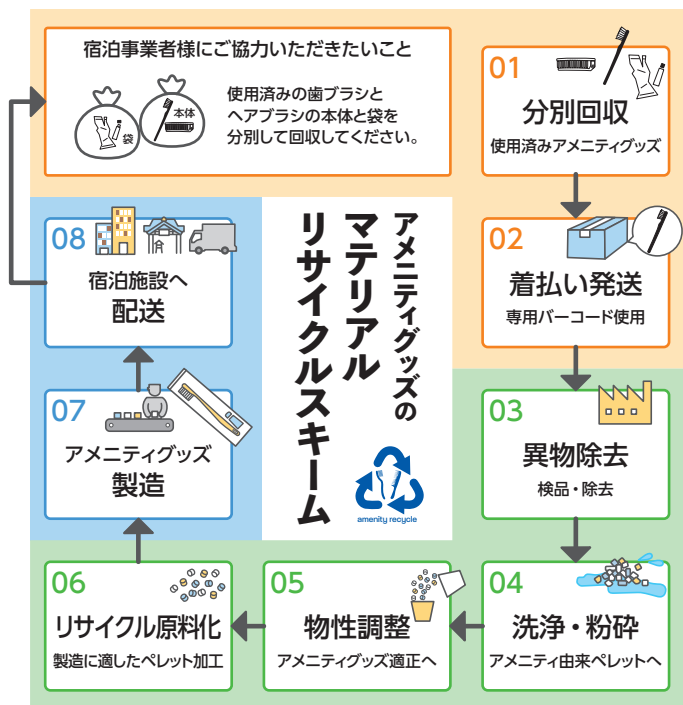
業界でも動きがあります。

昨年12月に、「一般社団法人：アメニティ・リサイクル協会」が設立されました。

宿泊施設の歯ブラシ、ヘアブラシなどの特定プラスチック使用製品のマテリアルリサイクルを進め、2030年までに100%サステナブル素材への切り替えを目指すそうです。



一般社団法人
アメニティ・リサイクル協会



2022年

2025年

2030年

回収	回収率 10%	回収率 50%	販売量=回収量
マテリアル リサイクル 回収率			
設計	—	製品重量 ▲10%	製品重量 ▲20%
製品軽量化 サーキュラー デザイン			
素材	20%	50%	100% 新規化石由来ゼロ
サステナブル 素材 使用率			

4 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化

製造・販売事業者等による 自主回収・再資源化事業計画の認定

自主回収の取組の多様化や規模の拡大を促進するため、製造・販売事業者等が自主回収・再資源化事業計画を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになりました。

2月1日現在、認定された計画はありませんが、ペット飲料等で、製造・販売業者が積極的な再資源化の動きをしていることが報じられています。

城南衛生管理組合とサントリーグループは、ペットボトルの「**ボトルtoボトルリサイクル**」事業を基盤とした「持続可能な地域づくりに関する協定」を締結しました。

令和4年4月からは、回収したペットボトルが再びペットボトルに生ま

3 市町村による分別収集・再商品化

市区町村による分別収集・再商品化に関する措置には、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物について次の2つの方法があります。

- ①容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法
- ②市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

再商品化計画の認定

仙台市が再商品化計画の認定の一番乗りをしました。

9月30日に第1号認定されています。続いて愛知県安城市及び神奈川県横須賀市が12月に認定されています。

全国第1号！製品プラスチック一括回収・リサイクルに係る大臣認定を取得しました



<https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/haiki-kikaku/daijinnitei.html>

れ変わります。そして、生まれ変わったペットボトルが、サントリー宇治川工場で飲料製造に使用され、再び地域で皆様の手

右上へ



<https://www.jyonaneikan.jp/news/2021-1130-1457-10.html>



ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクル

令和4年4月より、城南衛生管理組合の管内3市3町で回収された
ペットボトルは再びペットボトルに生まれ変わります。



令和3年11月29日 城南衛生管理組合（宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町）とサントリーは ペットボトルの「ボトルtoボトルリサイクル事業」に関する協定を締結しました。



一般社団法人
京都府産業廃棄物
3R支援センター

プラ新法が施行され、1年近くになりました。環境配慮設計指針の認定制度など、まだスタートしていない部分もありますが、サーキュラー・エコノミーの大きな流れのなかで脱プラの取組は待ったなしです。当センターも販売促進、研究開発等の様々な支援メニューを用意しておりますので、是非ご利用下さい。



5 排出事業者による排出抑制・再資源化

従来から、排出事業者の責任の下で分別・再資源化等が行われてきましたが、排出の抑制・再資源化等に一層取り組むことが重要です。

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、主務大臣が定める「排出事業者の判断基準」(排出抑制、再資源化等、情報の提供、教育訓練、体制の整備等)に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められます。

項目	判断基準の概要
排出の抑制・再資源化	・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。 ①排出を抑制すること ②再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること ③再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること ・ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。
熱回収	・プラスチック使用製品産業廃棄物等のうち、再資源化を実施することができないものであって、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
委託	・プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限る。

排出事業者等による再資源化事業計画の認定

排出事業者等が「再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく業の許可がなくても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業を行うことができます。

2月1日現在、認定された事例はありませんが、これとは別に企業と自治体間の協定締結事例が増えています。

京丹後市は、石灰石を主原料としてプラスチックや紙の代替となる新素材『LIMEX』等を開発・製造・販売する株式会社TBMと包括的な連携・協力に関する協定を締結しています。京丹後市内の企業とのビジネスマッチングや新事業の創出並びに企業立地等により、経済・社会・環境が好循環する持続可能なまちづくりを強力に進めていくそうです。



https://www.city.kyotango.lg.jp/material/files/group/1/20210415_n010.pdf

経済・社会・環境が好循環する持続可能なまちづくりに向けた京丹後市と株式会社TBMとの包括的な連携・協力に関する協定

【協定の目的】

京丹後市及び株式会社TBMが相互に連携し、将来にわたる環境負荷を軽減させるアップサイクルの推進を通じた持続可能な資源循環型社会のモデルを目指すとともに、株式会社TBMが保有する技術を活用したビジネスマッチングや新事業の創出並びに企業立地など、企業活動の充実・活性化により、京丹後市の経済・社会・環境が好循環する持続可能なまちづくりとSDGs(持続可能な開発目標)に貢献することを目的とする。



昨年は、環境省の「循環経済工程表」の策定や、経済産業省の「成長志向型の資源自律経済戦略」の検討など、3R・循環経済の分野で大きな動きがありました。これらの動きについても概略をご紹介します。

9月 環境省：循環経済工程表

環境省は9月に2030年に向けた施策の方向性を、『循環経済工程表』として取りまとめました。

サーキュラー・エコノミーへの移行を加速するため、2050年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030年に向けた施策の方向性を示したものです。この工程表のポイントは以下のとおりです。

- ①循環資源回収の促進：プラスチック資源回収量を2030年までに倍増させることを目指す。

- ②脱炭素化：資源循環が貢献できる余地がある部門の量は、413百万トンCO₂換算(全排出量1,149百万トンCO₂換算の36%)と推計
- ③循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上にすることを旨とする。
- ④使用済製品等に含まれる金属を再生資源として動脈側に安定的に供給し、金属のリサイクル原料の処理量を2030年度までに倍増させることを目指す。



10月 経産省：資源自律経済戦略策定検討

経済産業省は、10月に、「成長志向型の資源自律経済デザイン研究会」を立ち上げました。

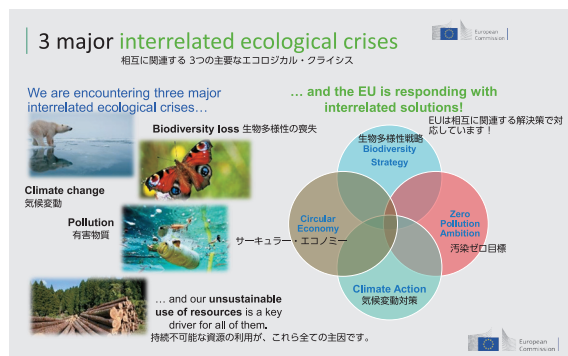
本年度中に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定することを目指しています。

この研究会に誰が呼ばれ、どんなプレゼンをしているのか、簡単に紹介します。

10月は、委員や国内の有識者のプレゼンがあり、12月には海外有識者のプレゼンがありました。概要は以下のとおりでした。

- フィンランドの国立イノベーション・ファンドSitra(シトラ)のカリ・ヘレヴィ氏からサーキュラー・エコノミー先進国であるフィンランドの取組について
- 欧州委員会ミケーレ上級政策責任者はESPR(新エコデザイン規則法案：耐久性、信頼性、修理可能性、資源効率性、環境影響の導入)やDPP(デジタル製品パスポート：製品の透明性を高めてライフサイクルを追跡することで、修理可能性、再製造、再利用、再販売などの関連サービスの拡大を促進)について
- 欧州委員会の「包装および包装廃棄物指令」の政策責任者デスグレ・デュ・ロウ氏から「包装・包装廃棄物指令」について

- アップル社のアジア太平洋・日本環境問題責任者フランク・ショウ氏もプレゼンされています。
 - 公益財団法人日本生産性本部の喜多川 和典氏からドイツのDXを軸に置いたサーキュラーエコノミーの動き、EUの新たなエコデザイン規則法案や電池規則の概要について、それぞれプレゼンがありました。
- 戦略のとりまとめも注目ですが、研究会に誰が出席してどんなプレゼンをするのかも注目したいところです。



https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/003_04_00.pdf

事務局より

「循環経済」サーキュラー・エコノミーの国際標準化について前回ご紹介しましたが、その続報です。専門委員会TC323の各作業グループで作業が進んでいます。規格が発行されるまでのスケジュールは、作業原案(WD)が作成され、次に委員会原案(CD)が作成され、国際規格原案(DIS)の投票・承認、最終国際規格案(FDIS)の投票・承認を経て、国際規格として発行されます。

ISO59004(用語)は2023年3月発行を目指していましたが、大幅に遅れるようです。用語の定義ではやはりエネルギーリカバリーの扱いが議論されているようです。ISO59020(循環性指標)については、「リサイクルや熱利用をどう評価するのか」注目です。いずれも2月にDIS策定まで進み、投票を行ったのちに、第5回総会がブラジルで開催される予定です。

ISO59040(製品循環データシート)はEUのDPP(デジタル製品パスポート)との関連が議論されていますが、現在は、まだCD作成の前段階ですので、規格化は、2024年2月を目指しているようです。

サーキュラー・エコノミーは従来の3Rにとどまらず、バリュー(価値)という概念が導入され、①循環経済型設計による価値創出

②効率的利用による価値の維持・増加、③使用済製品等からの価値回復、④価値損失を防ぐための循環再編、⑤循環経済型ビジネスへの移行・拡大支援など今までとは異なる切り口で進められるようです。



一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター ニュースレター 「3Rのススメ。」第39号



2023年2月発行

発行：一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階 417号室

T E L : 075-352-0530 F A X : 075-352-0529

E - mail : info@kyoto-3rbiz.org

U R L : <http://www.kyoto-3rbiz.org/>

【構成団体】 京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・一般社団法人長田野工業センター・公益社団法人京都工業会
公益社団法人京都府産業資源循環協会・特定非営利活動法人KES環境機構・京都府・京都市

